

令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金

弘前市では、市民、学生等の消費活動を促進し、地域経済の回復を図るために各組合・団体等が実施する販売促進事業や大学コンソーシアム学都ひろさき等が実施する大学生を対象とする販売促進事業に係る経費を補助します。

補助対象事業者	【一般枠】① 組合等（弘前市内に事業所を有する事業協同組合等） ② 任意団体（15以上の事業者で構成された団体） ③ 弘前商工会議所及び岩木山商工会 ④ ①～③の団体や、①～③の団体と事業者で構成された団体 等 【特別枠】・大学コンソーシアム学都ひろさき又は大学コンソーシアム学都ひろさきと①～④の団体で構成された団体
補助対象事業	【一般枠】補助対象事業者が実施する販売促進事業 【特別枠】補助対象事業者が大学生を対象として実施する販売促進事業 ※ 1つの補助対象事業者につき2回まで利用可能（同内容、同時期に実施予定のものは除く）。
補助対象経費	地域内における販売促進事業の実施に係る以下の経費を対象とします。 ▶ 賃金、謝金、旅費（費用弁償に限る。）、景品購入等費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、物品借上費、会場借上費、会場設営費、委託費、保険料（イベント等の開催に要するものに限る。）、振込手数料その他市長が必要と認める経費（食糧費及び備品購入費を除く。）
補助金額補助率	補助金額 1つの補助事業に対し最大500万円（補助率100%） ※ 交付申請額に占める、景品購入等費(消費者に対する値引きや景品の購入等に要する経費の合計額)の割合が原則60%以上になることが必要。
申請方法	以下の書類を作成し、申請受付期間内に提出してください。 ・令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金交付申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 ・定款、規約等補助事業者の概要が確認できるもの ・企画書等販売促進事業の内容が確認できるもの ・参加店舗の名称、所在地、連絡先等が確認できるもの
支払方法	概算払い
実績報告	以下の書類を作成し、期限内に提出してください。 ・令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金事業完了(廃止)実績報告書 ・事業実績書 ・収支決算書 ・領収証、受領証等支払を証明するものの写し ・販売促進事業の実績が確認できるもの ・参加店舗の名称、所在地、連絡先等が確認できるもの 提出期限は、令和4年3月5日又は補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日です。
留意点	・広く消費喚起を図ることを目的とした事業に対する補助であるため、 <u>1日限りの事業や参加者が限定される事業は対象とはなりません。</u> （特別枠の参加者は大学生に限定。） ・今回の事業に対して、市又は市以外から補助金等を交付されている場合は、その金額を本補助金の額から控除します。 ・虚偽の報告等が判明した場合は、補助金の返還を求めることがあります。 ・詳細については、令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金交付要綱をご覧ください。